

第1問 総合問題Ⅰ

No.1

合 計
／50点

登録番号	
フリガナ	
氏 名	

1 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 特定遺贈財産の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入 される金額
上 場 株 式			
空 地			
墓 地			
動 産 類			
書 画			
米 国 国 債			
宅 地 F			
家 屋			
附 属 設 備 等			
定 期 預 金			
宅 地 G			
日 本 国 債			
現 金 預 金			

(2) 相続財産の価額の計算 (単位：円)

計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入 される金額

2 相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算 (単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	計 算 過 程	課税価格に算入 される金額

3 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	計 算 過 程	金 額

4 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）価額の計算

(単位：円)

贈 与 年 分	受 贈 者	計 算 過 程	加 算 さ れ る 贈 与 財 産 価 額

5 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位：円)

贈 与 年 分	受 贈 者	計 算 過 程	加 算 さ れ る 贈 与 財 産 価 額

6 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

項 目 \ 相続人等							
特 定 遺 贈 財 産							
相 続 財 産							
み な し 取 得 財 産							
相続時精算課税適用財産							
債 務							
葬 式 費 用							
生 前 贈 与 加 算							
課税価格(千円未満切捨)							

7 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額	
千円		千円		千円	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額	
		千円		円	
合 計	人	1		相続税の総額 (百円未満切捨)	円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等 項 目							
算 出 相 続 税 額							
相 続 税 額 の 加 算 額							
贈与税額控除額(暦年)							
配偶者の税額軽減額							
未 成 年 者 控 除 額							
障 害 者 控 除 額							
贈与税額控除額(精算)							
納付税額(百円未満切捨)							

第2問 総合問題Ⅱ

No.1

合 計
／50点

登録番号	
フリガナ	
氏 名	

1 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 特定遺贈財産の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入 される金額
宅 地 E			
家 屋 F			
宅 地 G			
家 屋 H			
家 庭 用 財 産			
空 地 I			
現 金			
空 地 J			
動 産			
日 本 国 債			
こ っ と う 品			
そ の 他 の 財 産			

(2) 相続財産の価額の計算 (単位：円)

計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入 される金額

2 相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算 (単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	計 算 過 程	課税価格に算入 される金額
生 命 保 険 金 等			
生 命 保 険 金 等 の 非 課 税 金 額			
生 命 保 険 契 約 に 関 する 権 利			

3 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用 (単位：円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	計 算 過 程	金 額

4 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）価額の計算 (単位：円)

贈 与 年 分	受 贈 者	計 算 過 程	加 算 さ れ る 贈 与 財 産 価 額

5 相続人等の課税価格計算

(単位：円)

項 目 \ 相続人等	乙	弟	B	C	母		合 計
特 定 遺 贈 財 産							
相 続 財 産							
み な し 取 得 財 産							
債 務							
葬 式 費 用							
生 前 贈 与 加 算							
課税価格(千円未満切捨)							

6 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額	
千円		千円		千円	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額	
		千円		円	
合 計	人	1		相続税の総額 (百円未満切捨)	円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

項 目 \ 相続人等	乙	弟	B	C	母		合 計
算 出 相 続 税 額							
相 続 税 額 の 加 算 額							
贈与税額控除額(暦年)							
配偶者の税額軽減額							
未 成 年 者 控 除 額							
障 害 者 控 除 額							
納付税額(百円未満切捨)							

(3) 相続税額の加算額及び控除金額

(単位：円)

加算及び控除の 項 目	対 象 者	計 算 過 程	金 額
相続税額の加算額			
贈与税額控除額(暦年)			
配偶者の税額軽減額			
未成年者控除額			
障 害 者 控 除 額			

第3問 総合問題Ⅲ

No.1

合 計
／50点

登録番号	
フリガナ	
氏 名	

1 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 特定遺贈財産の価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入 される金額
E 宅 地			
E 家 屋			
普 通 預 金			
F 宅 地			
F 家 屋			
現 金			
G 空 地			
絵 画			
上 場 株 式			
定 期 預 金			

(1) 特定遺贈財産の価額の計算（続き）

（単位：円）

財 産 の 種 類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入 される金額
家 庭 用 動 産			
H 宅 地			
米 国 国 債			

(2) 相続財産の価額の計算

（単位：円）

取 得 者	計 算 過 程	課税価格に算入 される金額

3 相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算

(単位：円)

[illegible]

4 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

[illegible]

5 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	加算される 贈与財産価額

6 相続人等の課税価格計算

(単位：円)

相続人等 項目	乙	A	B	C	D	計
特定遺贈財産						
相続財産						
みなし取得財産						
債 務						
葬 式 費 用						
生前贈与加算						
課税価格(千円未満切捨)						

7 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額	
千円		千円	千円	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額	
		千円	円	
合 計	人	1	相続税の総額 (百円未満切捨)	円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算 (単位：円)

項 目 \ 相続人等	乙	A	B	C	D	計
算 出 相 続 税 額						
相 続 税 額 の 加 算 額						
贈与税額控除額(暦年)						
配偶者の税額軽減額						
未 成 年 者 控 除 額						
納付税額(百円未満切捨)						

(3) 相続税額の加算額及び控除金額

(単位：円)

加算及び控除の 項 目	対 象 者	計 算 過 程	金 額
相続税額の加算額			
贈与税額控除額(暦年)			
配偶者の税額軽減額			
未成年者控除額			

第4問 総合問題Ⅳ

No.1

合 計
／50点

登録番号	
フリガナ	
氏 名	

1 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 特定遺贈財産の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入 される金額
宅 地 H			
家 屋 I			
貸 付 金			
宅 地 J			
家 屋 K			
その他の財産			
宅 地 L			
宅 地 M			
構 築 物			
上 場 株 式			
借 地 権 N			
家 屋 O			

(1) 特定遺贈財産の計算（続き）

（単位：円）

財 産 の 種 類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入 される金額
定 期 預 金			
宅 地 P			
日 本 国 債			
定 期 預 金			
現 金			

(2) 相続財産の価額の計算

（単位：円）

取 得 者	計 算 過 程	課税価格に算入 される金額

6 相続人等の課税価格計算

(単位：円)

項 目 \ 相続人等							
特 定 遺 贈 財 産							
相 続 財 産							
み な し 取 得 財 産							
相続時精算課税適用財産							
債 務							
葬 式 費 用							
生 前 贈 与 加 算							
課税価格(千円未満切捨)							

7 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額	
千円		千円		千円	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額	
		千円		円	
合 計	人	1		相続税の総額 (百円未満切捨)	円

